

岐 阜 県 公 報

目 次

規 則

知事の所管する手続等に係る岐阜県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則

(行政管理課) 五八三^{ページ}

告 示

多治見都市計画下水道事業の変更の認可

(下水道課) 五八四

公 示

県営土地改良事業の変更計画の決定
公共測量の実施
開発行為の工事の完了

(農地整備課) 五八四
(用地課) 五八四
(建築指導課) 五八四

規 則

知事の所管する手続等に係る岐阜県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年九月二十六日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第八十六号

知事の所管する手続等に係る岐阜県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則

知事の所管する手続等に係る岐阜県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則（平成十六年岐阜県規則第三十七号）の一部を次のように改正する。
別表一の項中「同条第三項（納付書に係る部分を除く。）」を「第三項（納付書に係る部分を除く。）、第六十六条並びに第八十条第一項及び第二項」に改め、同表中十の項を十一の項とし、二の項から九の項までを一項ずつ繰り下げ、同表一の項の次に次の一項を加える

二 岐阜県税条例施行規則（昭和二十五年岐阜県規則 第四十三号） 第六十七条（法人が行う申告に限る。）

附 則

この規則は、平成二十九年十月二日から施行する。ただし、別表中十の項を十一の項とし、二の項から九の項までを一項ずつ繰り下げ、同表一の項の次に一項を加える改正規定は、公布の日から施行する。

岐 阜 県 公 報

毎 週

(火曜日)

発 行

(休日)に当たる
ときは翌日)

平成二十九年九月二十六日

告 示

岐阜県告示第四百五十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、多治見都市計画下水道事業の変更を認可したので、同条第二項の規定により次のとおり告示する。

平成二十九年九月二十六日

岐阜県知事 古 田 肇

一 施行者の名称
多治見市

二 都市計画事業の種類及び名称
多治見都市計画下水道事業 多治見市公共下水道

三 事業施行期間
昭和四十四年十二月二十三日から
平成三十六年三月三十一日まで

四 事業地
事業地を表示する図面において表示する。

公 示

県営土地改良事業の変更計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十八条の三第一項の規定により、次の県営土地改良事業の変更計画を定めたので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公示し、事業変更計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成二十九年九月二十六日

岐阜県知事 古 田 肇

施行に係る地区名

縦 覧 場 所

縦 覧 期 間

瑞浪中部地区

瑞浪市役所

平成二九・一〇九・二二五

公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により関市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十九年九月二十六日

岐阜県知事 古 田 肇

一 作業機関
関市

二 作業種類
公共測量（数値撮影、同時調整、写真地図作成）

三 作業期間
平成二十九年九月十五日から
平成三十年二月二十三日まで

四 作業地域
関市

開発行為の工事の完了

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により公示する。

平成二十九年九月二十六日

岐阜県知事 古 田 肇

| | | | | |
|--|--|----------------|--------------------|---|
| <p>開発許可(変更許可)番号及び年月日</p> | <p>開発区域又は工区に含まれる地域の名称</p> | <p>公共施設の種類</p> | <p>公共施設の位置及び区域</p> | <p>開発許可を受けた者の住所及び氏名</p> |
| <p>岐阜県指令岐建築第二五号の二八 平成二四・四・六 同岐西建築第一三三号の三四 同二七・三・三一 同岐西建築第二六号の一〇 同二九・七・二七</p> | <p>羽島市正木町坂丸二丁目二二番一、二二番二</p> | <p>道路</p> | <p>開発登録簿による</p> | <p>羽島市正木町坂丸二の一三〇 医療法人充仁会 理事長 岩 佐 充 矩</p> |
| <p>同岐西建築第四五号の二七 平成二九・三・三一</p> | <p>羽島市足近町南宿字村中二ノ口二五三番二、二五三番三、二五四番一、二五五番二及び羽島市足近町六丁目四五二番一</p> | <p>道路</p> | <p>同</p> | <p>大垣市小野一丁目六六番地三 宇野開発株式会社 代表取締役 宇 野 勝 治</p> |
| <p>同岐西建築第一五号の三 平成二九・六・二八 同岐西建築第二六号の一四 同二九・八・一〇</p> | <p>瑞穂市別府字井場三ノ町一六三五番一及び一六三六番一</p> | <p>水路</p> | <p>同</p> | <p>瑞穂市別府一一四七番地 廣 瀬 正 雄</p> |
| <p>同岐西建築第一七号 平成二九・六・二〇</p> | <p>羽島郡笠松町米野字黍島五〇六番一、五〇六番二及び五〇六番三</p> | <p>道路</p> | <p>同</p> | <p>岐阜市金岡町五番地 セントラル開発株式会社 代表取締役 岩 田 克 弘</p> |
| <p>同中建築第六〇号の四 平成二九・三・九 同中建築第六六号の三 同二九・八・一六</p> | <p>関市武芸川町高野字水押四二四番一、四二五番一、四三三番一及び四二五番一地先道路</p> | <p>道路</p> | <p>同</p> | <p>岐阜県多治見市高根町四丁目二九番地 中部薬品株式会社 代表取締役 山 口 眞 里</p> |

平成二十九年九月二十六日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編集

岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社